

## 居宅介護支援事業所春日園運営規程

### (事業の目的)

第1条 社会福祉法人春日園が開設する居宅介護支援事業所春日園(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態にある高齢者(以下「要介護者」という。)に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業所の居宅介護支援専門員は、事業の提供に当たっては、次の事項に努めるものとする。

- 一 要介護状態になった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的且つ効率的に提供されるよう配慮すること。
- 三 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行うこと。

2 事業の運営にあたっては、関係市町村、在宅介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めるものとする。

### (事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 居宅介護支援事業所春日園
- 二 所在地 群馬県渋川市中郷2399番地7

### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 介護支援専門員1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。
- 二 介護支援専門員 **5名以上**  
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

### (営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 定休日を土曜日、日曜日とし、それ以外を営業日とする。
- 二 営業時間午前9時から午後5時までとする。
- 三 電話等により、365日、24時間常時連絡が可能な体制とする。

### (居宅介護支援の内容)

第6条 指定居宅介護支援の内容は次のとおりとする。

- 一 居宅サービス計画作成
- 二 指定居宅サービス事業者等との連絡調整
- 三 介護保険施設への紹介

- 四 利用者に対する相談援助業務
- 五 市町村委託による訪問調査
- 六 その他利用者に対する便宜の提供

( 居宅介護支援の提供方法 )

- 第7条 指定居宅介護支援の提供方法は次のとおりとする。
- 利用者から相談を受ける場所は、利用者の居宅もしくは利用者の指定する場所または事業所内面接室とする。
- 2 使用する課題分析票は、独自方式とする。
  - 3 サービス担当者会議の開催場所は、原則利用者宅で行い困難な場合は相談室等で行うものとする。
  - 4 事業所の介護支援専門員は、継続的に利用者の居宅を訪問し、利用者の近況及び居宅サービス計画の実施状況を把握するとともに、利用者の相談にのるものとする。

( 利用料等 )

- 第8条 利用料に関しては次のとおりとする。
- 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生大臣が定める介護報酬告示上の指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からは利用料を徴収しないものとする。
- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、通常の実地地域を超えた地点から、次の額を徴収する。
    - 一 片道概ね20キロメートル未満 500円
    - 二 片道概ね20キロメートル以上30キロメートル未満 650円
    - 三 片道概ね30キロメートル以上 1000円
  - 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるとする。

( 通常の事業の実施地域 )

- 第9条 通常の事業の実施地域は、浜川市全域とする。

( その他運営についての留意事項 )

- 第10条 事業所は介護支援専門員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
- 一 採用時研修 採用後6ヶ月以内
  - 二 継続研修 年2回以上
- 2 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。
  - 3 従業者であった者に、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させる為、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
  - 4 この規程に定めるものの他、運営に関する重要事項は法人と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成11年10月 1日施行する。

平成 12 年 3 月 15 日一部改正  
平成 15 年 4 月 1 日一部改正  
平成 12 年 3 月 15 日一部改正  
平成 15 年 4 月 1 日一部改正  
平成 18 年 4 月 1 日一部改正  
平成 23 年 10 月 1 日一部改正  
平成 25 年 6 月 1 日一部改正  
平成 28 年 2 月 1 日一部改正  
令和 2 年 9 月 1 日一部改正  
令和 3 年 6 月 1 日一部改正  
令和 3 年 10 月 1 日一部改正  
令和 4 年 11 月 12 日一部改正  
令和 5 年 9 月 1 日一部改正